

高知県医療療養病床転換支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県医療療養病床転換支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、療養病床等の円滑な再編成を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第2条の規定に基づき、次条第1項に定める補助事業者が同条第2項に定める病床を同条第3項に定める介護保険施設等に転換するために要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者及び補助事業)

第3条 補助事業者は、次の者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
 - (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（(1)に該当する者を除く。）
 - (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者
 - (4) 補助金の交付を受けず、介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和が適用される介護医療院、介護老人保健施設等への転換（療養室の床面積1床当たり6.4平方メートルを維持したままの病床の転換をいう。）を行った療養病床等を、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0平方メートルの基準を満たすため等の改修等を行う者
- 2 病床は、この補助金の申請時の初年度において使用許可を得ている次に掲げる病床等とする。ただし、医療及び介護の適切な機能分担を図る観点から、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の第1号及び第2号に掲げる病床へ一旦移行し、一定の期間を経ずして次項に掲げる施設に転換する場合を除く。

なお、当該病床の転換については、市町村介護保険事業計画担当部局からの了解を得られていることとする。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、前号に規定する療養病床とともに、同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

- (3) 補助金の交付を受けず、介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和が適用される介護医療院、介護老人保健施設等への転換（療養室の床面積1床当たり6.4平方メートルを維持したままの病床の転換をいう。）を行った療養病床等を、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0平方メートルの基準を満たすため等の改修等を行う場合の当該療養病床

なお、この場合において、介護医療院、介護老人保健施設等に転換する前に、当該医療機関は知事に対して改修等を行う予定時期、補助金の交付を希望する年度及び時期、転換病床数並びに改修等の整備内容等を別記第1号様式により報告するものとする。

3 介護保険施設等とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13平方メートル以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づくものに限る。）
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅

4 前条に規定する転換（以下「補助事業」という。）とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
改修	療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うものであること。
改築	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。
創設	療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。

（補助金の交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、関

係書類を添えて知事が別に定める日までに、正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助の対象外）

第5条 補助金は、次に掲げる費用については、交付しない。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）既存建物の買収に要する費用
- （4）前3号に掲げるもののほか、補助事業に要する費用として適当であると認められないもの

（交付額の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、別表第1の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と同表の第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを施設ごとと比較して、最も少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該交付の申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業に要する経費の配分の変更（20パーセント以内の変更を除く。）又は補助事業の内容のうち、次に掲げるものの変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、事前に別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

- ア 整備区分
- イ 設置場所
- ウ 建物の規模又は構造
- エ 入所定員

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。以下同じ。）する場合は、事前に別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、知事が別に定めるところにより、その収入の全部又は一部を、県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 地方公共団体が補助事業を行う場合にあつては、補助金に係る予算及び決算の関係を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、地方公共団体以外の者が補助事業を行う場合にあつては、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、それぞれ補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 地方公共団体以外の者が補助事業を行う場合にあつては、契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた受配者指定寄付金を除く。
- (9) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準拠するとともに、地方公共団体以外の者が補助事業を行う場合にあつては、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - ア 施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。
 - イ 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の

6 親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。

ウ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人の署名とともに、入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果（入札金額を除く。）を一般の閲覧に供しなければならないこと。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(11) 補助金に係る対象経費と重複して、他の法律又は予算制度に基づく補助金の交付を受けてはならないこと。

(12) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(13) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に関わる県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(14) 県税の滞納がないこと。

(15) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上必要があると認めて知事が指示した事項

（状況報告）

第 9 条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別記第 5 号様式による工事着工報告書を工事に着工した日から 5 日以内に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について 12 月末日現在の状況を別記第 6 号様式による工事進捗状況報告書により翌月 10 日までに知事に報告しなければならない。

（指令前着工）

第 10 条 補助事業者は、やむを得ない理由により、補助金の交付の決定前に補助事業を着工する必要がある場合は、速やかに別記第 7 号様式による指令前着工届を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第 11 条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第 8 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書は、別記第9号様式のとおりとし、関係書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内(第8条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から20日以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、正副2部を知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに別記第10号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(仕入控除税額が零円の場合を含む。)は、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第11号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また、この補助金に係る消費税仕入控除税額等があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(繰越の承認の申請)

第14条 補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第12号様式の繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(情報の開示)

第15条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年9月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第4号から第7号まで、第12条第3項、第13条第2項及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
改修	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり50万円を乗じて得た額	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当であると認められる費用を含む。
改築	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり120万円を乗じて得た額	
創設	転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり100万円を乗じて得た額	

別表第2（第7条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。